

## 六ヶ所村まちづくり協議会産業振興助成金交付要綱

### (通 則)

第1条 六ヶ所村まちづくり協議会は「産業振興助成金」(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象及び助成期間)

第2条 六ヶ所村まちづくり協議会は、村内の産業団体、地域団体並びに各種団体(以下「団体」という。)が次の各号に掲げる事業を実施するのに要する経費について、予算の範囲内において、団体に対し助成金を交付する。

- 一 団体が、地域の産業活性化のために実施する事業
- 二 団体が実施する地域振興、産業振興事業
- 三 前各号の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとし、助成期間は原則1年とする。ただし、複数年の段階的な取り組みの必要性が認められる場合はこの限りでない。

### (交付の申請)

第3条 助成金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年5月1日から12月31日までの間に第1号様式による申請書を六ヶ所村まちづくり協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の額を決定するものとする。

### (交付の条件)

第5条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)を中止し、若しくは廃止する場合には、中止又は廃止の理由を記載した書面を会長に提出してその承認を受けること。
- 二 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- 三 助成事業の状況、助成事業の経費の収支その他助成事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- 四 助成事業より取得し、又は効用の増加した財産を会長が別に定める期間を経過するまでの間、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供しないこと。ただし、会長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(決定の通知)

第6条 会長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けたものであって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるものは、会長の定める期日までに、書面により助成金の交付の申請を取り下げることができる。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、第2号様式による助成事業実績報告書を当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じておこなう現地調査等により実績確認を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付の方法)

第10条 助成金は前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし必要があると認められる場合には、助成金の全部又は一部について概算払いをすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第3号様式による請求書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 会長は、助成事業者が助成金の交付の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき、又は助成金を助成事業以外の用途に使用したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金等の返還)

第12条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を請求するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年9月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年度予算に係る助成金については、第3条中「毎年5月1日から12月31日まで」とあるを「平成2年9月20日から1月31日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月3日から施行する。
- 2 平成30年度実施事業については、なお従前の例による。